

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年6月20日

さいたま地方法務局 志木出張所

登記官 永 田 孝 之

記

意見又は資料の提出先

志木市本町一丁目4番25号（〒353-0004）

さいたま地方法務局 志木出張所

048-476-1230 ナビダイヤル②番

| 手続番号 | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 | | 地目 | 地積 |
|------------------|-------------------|------|----|-----|
| | 所在 | 地番 | | |
| 第0308-2022-0013号 | 志木市下宗岡二丁目 | 3285 | 墓地 | 380 |
| 第0308-2022-0014号 | 志木市下宗岡二丁目 | 3392 | 墓地 | 26 |
| 第0308-2022-0015号 | 志木市下宗岡二丁目 | 4040 | 墓地 | 545 |